平成２７年（フ）第３０号
兵庫県加東市平木1310番地945
債務者　屋代　　正
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１９１号
福井市三万谷町第32号４番地
債務者　川岸　哲夫
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
福岡県小郡市力武1105番地１
債務者　松藤　佑一
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目31番２号（ファミーユ蘭201号）
債務者　西山　貴仁
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
埼玉県比企郡川島町大字伊草90番地10
債務者　岸　　景子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５２２号
京都市北区紫野雲林院町35番地４　三越ビル302号室
債務者　三田　智子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　卓司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０９号
京都府宇治市槇島町吹前119番地の19
債務者　深川久美子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
秋田県能代市二ツ井町切石字山根86番地
債務者　櫻田　哲堅
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０７９号
札幌市白石区本郷通８丁目北６番21号　エクセル本郷通101号
債務者　泉本栄美子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１１５号
北海道江別市野幌松並町32番地の８　パルメゾン松並108号室
債務者　渡邊　成実
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２２号
札幌市白石区北郷９条９丁目３番１号
債務者　目黒　正昭
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３３号
札幌市白石区北郷８条３丁目４番８号
債務者　久慈　六郎
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３４号
札幌市白石区北郷８条３丁目４番８号
債務者　久慈紗代子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４９号
札幌市白石区菊水９条２丁目１番27号　コモンズ33―301号
債務者　野田　季哉
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５６号
札幌市西区平和２条11丁目２番１号　平和病院
債務者　長谷川裕翅（旧名弘）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７３号
札幌市白石区中央３条６丁目１番16号　ハライムⅡ―203号
債務者　浅野　知佳
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７８号
北海道江別市大麻宮町４番地　大麻宮町団地７号棟406
債務者　高橋寿恵子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部